

別表第9（第31条第8項）

粉じんに関する規制基準

事業所において排出する粉じんに関する規制基準は、次に掲げる措置のうちいずれかの措置を1又は2以上講ずることによるものとする。

- 1 粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しにくい構造の建物内で行うこと。
- 2 粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように集じん設備を設置すること。
- 3 粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように散水設備を設けて散水を行うこと。
- 4 粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように防じんカバー等で覆うこと。
- 5 1から4までに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。